平成２５年（フ）第２９７号
愛知県岩倉市大山寺町神田５番地１　神田ハウス101号
債務者　黒木由美恵
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３２１号
愛知県稲沢市国府宮１丁目14番25号　ファミール光Ⅱ―102
債務者　村沢さおり
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３８１６号
大阪府茨木市郡４丁目14番５号
債務者　藤井　武嗣
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６８４号
大阪市浪速区日本橋西２丁目２番１―1106号
債務者　曽我喜代子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７５４号
大阪府八尾市志紀町南２丁目67番地　オレンジハウス八尾302号
債務者　脇長　　勇
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７８５号
大阪市城東区野江３丁目26番８号　ビルシャナ野江205号
債務者　押森　寛幸
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７８６号
大阪府八尾市西山本町６丁目６番36号　野本コーポラス402号
債務者　古賀　陽子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７９７号
大阪市平野区長吉六反３丁目５番35号　ローレルハイツ203
債務者　山本　　静（旧姓脇長）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８１０号
大阪府寝屋川市堀溝３丁目２番15号
債務者　西田百合子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５４号
大阪府泉大津市助松団地３番37―406号
債務者　山本富美子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４６４号
大阪府貝塚市小瀬371番地１スパイラル小瀬Ⅱ102号
債務者　堀内　勝史
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４７９号
大阪府泉佐野市西本町４番11号
債務者　畠中　雄三
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４９２号
大阪府泉大津市豊中町３丁目３番５―106号
債務者　庄太みよ子（旧姓堀川）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４９８号
大阪府岸和田市春木大国町５番19号
債務者　喜多　英子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４９９号
大阪府泉大津市曽根町２丁目11番43―205号
債務者　鈴木　千春（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
奈良市大安寺６丁目８番23―１号
債務者　下河　徳和
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３４０号
奈良市六条西３丁目５番12号
債務者　戸髙千鶴子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３０号
香川県高松市香南町由佐1199番地５　ＳＥＬＥＮＥ101号室、住民票上の住所千葉県松戸市串崎南町159番地　串崎ペアヒル206号
債務者　中尾　未来
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係